	J男女共同参画実施 									
基本目標	基本課題	施策の方向	具体的施策	施策を進めるための取り組み	取り組みの状況と課題	所管課				
男女が平等な社会をめざす意識づくり	固定化した意識の流動化	男女共同参画社会に向	★「日野町男女共同参画行動計画~ひのパートナープラン2019~」を周知し、男女共同参画社会についての認識を深め、社会的につくられた男女の性差(ジェンダー)に気づく視点を定着させ解決に向かうための手法について広報・啓発を進めます。 ★男女共同参画社会の実現に向けて、自主的・主体的に活動しようとする人たちや広範な各種団体とのネットワーク化を図り、情報交換や男女共同参画について考えるための機会を設けます。 ★あらゆる機会を通じて、男女の社会的立場や状況・情報等の収集のための調査・研究に努めるとともに、資料の公開・共有化を図ります。	・従来の周知方法に限らず、SNSの活用やホームページの見直し等により、幅広く男女共同参画推進を周知、啓発します。・啓発コンクール等の実施により意識啓発を図ります。・男女共同参画社会の実現に向けて自主的に取り組む団体等	 ・日野町地域女性団体連合会、日野地区婦人会、西大路女性会、鎌掛女性部、必佐地区女性会を支援し、地域の女性活躍を推進しました。 ・女性団体の会員が減少し、活動が衰退しています。 ・「広報ひの」やホームページ等により、男女共同参画週間、啓発コンクール等の広報啓発を進めていますが、さらに効果的で有効な手法の検討が必要です。 ・出前講座の開催については、講座の申し込み実績がないため、紹介方法や男女共同参画推進の啓発方法の見直しが必要です。 ・啓発コンクール(56作品の応募)の実施により、男女共同参画の意識啓発が図れましたが、今後より多くの住民に働きかけるために、実施内容や実施時期の検討が必要です。 ・事業の周知や募集について、県や近隣市町と連携した取り組みを実施することができましたが、 	企画振興課生涯学習課				
	男女平等を推進する教育と生涯学習の充実		★子どもは、家庭における養育者の生活習慣、言葉かけや行動などに強く影響を受けながら育っていきます。男女が互いの人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、養育者などを対象とした家庭教育学習会や親になる前の男女を対象とした学級等家庭教育についての学習機会を更に充実させます。 ★「子育て広場」の開設、子育て支援ネットワークづくりの推進、親子の共同体験の機会の提供、父親(男性)の積極的な家庭参加への支援・推進、保護者を対象とした家庭教育に関する学級・講座の開設等、学習機会・相談・情報提供の充実に努めます。	・出産前からの家庭教育学習「マイナス1歳からの子育て講座」の開催については、男性の育児参加をテーマとした内容にも取り組みます。 ・子育てガイドマップを新生児訪問時に配布し、子育てに関する情報提供を図ります。 ・在宅の乳幼児をもつ家庭の親子が集える機会として、女性活躍支援施設「ぽけっと」の事業の一つとして毎月第2日曜	きるなど、家庭教育の推進を図ることができました。 ・「マイナス1歳からの子育て講座」については、男性の育児参加を含むテーマとして開催し、性別役割分担意識の解消を図ることができました。 ・子育てガイドマップは、毎年内容を更新し新しい情報を提供しました。 ・各学習講座への参加者が少ないことから、関係課等と連携した情報発信や周知方法の見直しが必要です。	生涯学習課子ども支援課				
		I-2-(2) 学校教育における男女 平等の推進	★学校教育全体を通じて、人権の尊重・互いの性を理解し合える男女平等の意識を高める教育を推進します。 ★幼児期から成人期まで一貫した男女平等教育が推進されるよう相互の連携を深めます。 ★性別役割分担意識にとらわれない進路指導と職業観の育成に努めます。 ★教職員の男女共同参画についての認識を高める研修などを充実させます。	会を自らの手で作ろうという学習に取り組みます。 ・性別により職業や役割を固定化しないキャリア教育の充実 を図ります。	 互いの違いを認め合う教育を行っていますが、より全教育活動で意識をもった取り組みを進めることが必要です。また、お互いに相手の良さを認め合うようなキャリア教育の充実を図る必要があります。 男女相互に独立した人格として、互いの違いを認め合える教育の視点をもてるよう、より計画的に職員研修を実施する必要があります。 	学校教育課				
						I-2-(3) 社会教育における男女 平等の推進	★人権尊重・男女平等・相互理解・協力の意識を育み、地域づくりへの男女の共同参画を進めるため、各種団体・各関係機関との連携を図り、出前講座や地区の人権学習会、公民館セミナー等を通じて、企業・地域・団体における学習機会を提供します。 ★あらゆる機会を通じて男女平等を推進するための学習ができるよう生涯学習体制の整備を図ります。 ★男女平等推進のための学習活動の自主的な企画・運営に対する支援とリーダーの養成に努めるとともに、そのネットワーク化を促進します。	進めるため、女性対象のセミナーを実施します。 ・地域づくりへの男女の共同参画を進めるため、町民大学講座を開催します。 ・「字別懇談会を進めるために」の冊子の中で、「男女共同参画社会づくり」をテーマにあげ、身近な人権課題について話し合いを進めていけるよう取り組みます。	た、健康麻雀等新たな事業により、男女が楽しく集える場作りに取り組んでいます。 ・町民大学講座を開催し、老若男女が集い学べる場作りに取り組んでいます。 ・人権学習講座を3回シリーズで開催し、第3回目にセクシャルマイノリティ(性的少数派)について研修し、身近な人権課題について学ぶ機会を提供しました。 ・出前講座の開催については、講座の申し込み実績がないため、紹介方法や男女共同参画推進の啓発方法の見直しが必要です。	生涯学習課企画振興課
	いのちを尊び・互いの性の価値を認める		★生命の大切さ、人間尊重、男女平等の精神に基づく異性観 を持ち、自己の性と健康管理が自分で出来るように、性に関する健全な意識の醸成を図ります。		• 「特別の教科道徳」や特別活動において、男女相互の理解と協力、男女共同参画社会と自分の生き方等を題材に、新聞やTV等の資料を活用し考え議論を深めています。個別の関わりについては、個人差や心身の発達段階を十分に把握し、保護者との連携を密にして、適切なタイミングで性教育を実施する必要があります。	学校教育課				
		I-3-(2) 性に関する学習機会の 充実	★思春期の男女や乳幼児を持つ保護者などに対し、生命の尊厳や性に関する学習機会の充実を図ります。	・妊婦とその家族を対象に「パパママサロン」を開催し、学 ぶ場の提供と父親の育児参加を促します。	・妊婦とその家族を対象に「パパママサロン」を2回シリーズで年間3クール(全6回)を実施しました。参加者の満足度は高いのですが、参加率は低い状況です。(父:5.1% 母:8.7%)「父への指導」については、母からのニーズは高く、今後も父母ともに参加を促す取り組みが必要です。	福祉保健課				
				尊重の推進	底に努めるとともに、そのような認識の啓発を図ります。 ★メディアにおける「人権を尊重した表現づくり」が推進されるよう働きかけます。 ★児童の権利の保護、青少年の健全な育成の観点が重視されるように配慮します。	な表現になっているか複数人で確認します。 ・青少年の健全な育成に関する活動を掲載し、意識の啓発を図ります。 ・青少年の健全育成を図るため、関係機関と連携するとともに、少年センターとPTAが実施される大型店やコンビニでの巡回パトロールを支援します。	回パトロールを、月2回〜4回実施しました。 ・日野町PTA連絡協議会と連携し、安全安心にネット機器を利用できるよう、正しいマナーを身につけ、トラブルに巻き込まれない対策法を学ばせるため、各小学校4〜6年生を対象にスマホ・ケータイ教室を実施しました。 ・青少年の健全な育成に関する活動を広報紙などで掲載し、今後も継続して意識の啓発を図ることが必要です。	企画振興課生涯学習課		
		I-3-(4) 青少年の人権尊重のための啓発活動の推進		年センターとPTAが実施される大型店やコンビニでの巡回パトロールを支援します。 ・青少年町民育成会議との連携を図り、啓発チラシの作成配布や意見発表大会を開催します。	• 青少年育成町民会議と連携し、青少年の自主性を伸ばすと共に、青少年に対する理解を深める目	生涯学習課住 民 課				

基本目標	基本課題	施策の方	向 具体的施策	施策を進めるための取り組み	取り組みの状況と課題	所管課
基 4 目 標 男女が平等な社会をめざす意識づくり	一人ひとりの男女の人権の確立		★人権擁護委員や人権啓発推進協議会を中心に、学習会や啓発活動を進めます。 ★男性も女性も多様な生き方を認め合い、選択することが可能となるような広報・啓発活動に努めます。	訪問等の啓発活動に取り組みます。	町立図書館に貸し出し用として配置しました。 ・日野町人権啓発推進連絡協議会から人権啓発広報「ともがき」158号、159号、160号を発行し、町民への啓発を行いました。 ・「子どもたちの光るこえ」と題し、講師に元小学校教諭を迎え「ふれあい学習会」を開催し、人権意識の啓発を行いました。 ・人権啓発推進員は月1回の定例会を、地区人権啓発推進協議会は年3回の代表者会を開催し、研修や情報交換を行い、多様化する人権課題について話し合いをしました。 ・各校人権の日の取組等で学級の人権宣言を掲示したり、人権集会を開いて講師の方からお話を聞いたりして考えを深めることができました。また、お互いのよいところを見つけ合う活動等もできましたが、いじめの問題がゼロになったとは言えず、人権問題を自分事としてとらえるためにさらなる工夫が必要であると考えられます。 ・2月に「事業所内公正採用選考・人権啓発推進訪問」を町内の35社(従業員数20名以上)で実施し、事業所・企業の公正採用選考と企業内人権研修における取組の把握と啓発を行うことができました。次年度以降は訪問先を代えるなど更なる啓発を続けていくことが必要です。	企画板料等工程,企业,企业,企业,企业,企业,企业,企业,企业,企业,企业,企业,企业,企业,
		I-4-(2) あらゆる暴力や虐 根絶	をします。とりわけ、 DVのある家庭環境下の子ども(18) 未満)に対して、関係機関と連携して心のケアに努めます。 ★デートDVなど、交際中の若年層で起こる暴力防止に向けて、中学校・高校等と連携し、正しい知識を広めるため、教育・啓発します。	・相談窓口を周知します。 ・子どもの健診や相談において、DV被害を受けていることを把握した場合には、丁寧な聞き取りを行い、必要な支援機関につなぎます。 ・事業所を利用されている障がい者の相談については、事業所を利用されている障がい者の相談については、事業所職員以外のあんしんネット相談員が訪問し、相談で問題が発覚した場合は、保護施設の活用等も含めて支援体制の整備にむけて取り組みます。 ・相談支援の体制整備を進めるとともに、児童相談所や東近江保健所とも連携し、保護施設の活用等も含めて支援体制の整備にむけて取り組みます。 ・日常的に保育・教育現場などの関係機関との連携を強化し、問題が発覚した場合は、子どもとその家族を取り巻く地域の関係機関が連携し一体的な支援に取り組みます。 ・高齢者虐待の未然防止、早期発見につながるように、虐待に関する普及啓発に取り組むとともに、問題が発覚した場合は、行政と地域住民、民生委員・児童委員、ケアマネジャー	を共有し、啓発と早期発見への協力について周知しました。 ・体育のゲーム領域や学級活動等でお互いを尊重し、協同的に学習を進める場面を設定し、相手の気持ちを思いやる力を育むことができました。 ・学校からの不審者情報を直ちに共有し、情報提供することができました。スクールガードの取組等については学校によって温度差があり、共通理解や情報交換する機会が必要です。 ・あらゆる暴力や虐待の根絶に向けた十分な啓発や相談窓口の周知ができていません。今後、広報等による周知・啓発に取り組む必要があります。 ・「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が平成31年4月1日に施行されたことから、民生委員等にも県主催のフォーラムに参加いただきました。今後も啓発活動等を通じて、障がいのある人が直面する社会的障壁(物理的な障壁だけでなく制度や慣行などすべてのもの)を社会全体で取り除いていく必要があります。 ・あんしんネット相談員への相談内容は、日常に起こりうる不満等が主となりますが、じっくり傾聴し、訪問を継続することで虐待の未然防止につながるとともに、実際に虐待が起こってしまった際には早期の対応が可能となります。事業を継続していくためには、相談員の確保が課題となっています。 ・子どもの虐待の管理件数が急増しています。増加することは好ましくない事ですが、各施設での丁寧な取り組みの成果でもあります。今後については、増加する件数に迅速に対応するための相談体制の整備が必要です。 ・子どもを暴力から守るため関係機関との連携をさらに深めることが必要です。 ・虐待通報時には、ケアマネジャーや介護保険サービス事業者、民生委員等と連携し、事実確認を行い、今後の支援について検討しています。引き続き、関係者と連携し、対応を行うことが必要で	企画 ・企画 ・企画 ・企画 ・企 ・経 ・発 ・発 ・発 ・教 ・教 ・育 ・課 ・課 ・課 ・課 ・課 ・課 ・記 ・記 ・記 ・記 ・記 ・記 ・記 ・記 ・記 ・記

基本目標	基本課題	施策の方向	具体的施策	施策を進めるための取り組み	取り組みの状況と課題	所管課
男女がともに参画する地域社会づくり	あらゆる場への女性の参画促進と社会活動への活性化		★審議会・行政委員会等委員の選任方法の見直しを図り、女性委員のいない委員会などをなくしていくとともに、2028年度末までに女性委員の比率を30%以上に高めるための仕組みづくりに努力します。 ★政策方針決定過程への女性の参画促進するための意識啓発を進めます。	・女性委員の比率が30%以上となるよう、委員の選任方法 の見直しについて関係各課へ働きかけるとともに、政策方針 決定過程への女性の参画促進するための意識啓発を図りま す。	・関係各課の職員で構成する日野町男女共同参画推進本部を設置し、本部会議および幹事会議において、男女共同参画の推進についての取り組み状況と課題を共有し、政策方針決定過程への女性の参画促進するための意識啓発を図りました。今後も継続して、政策方針決定過程への女性の参画促進するための意識啓発を図り、審議会・行政委員会等委員に女性が参画しやすい働きかけを続けていくことが必要です。	全課企画振興課
			★地域活動としての自治会・福祉団体・社会教育団体などの 各種団体における会長などの代表者に女性がより多く選出されるよう働きかけるとともに、中核となるメンバーにも女性が役員として活動できるよう啓発を進めます。	や出前講座を通じて意識啓発に取り組みます。	 「広報ひの」やホームページ等により、男女共同参画週間、啓発コンクール等の広報啓発を進めていますが、出前講座の開催については、講座の申し込み実績がないため、さらに女性の意見も反映される地域づくりが進むよう働きかける必要があります。 ・関係各課の職員で構成する日野町男女共同参画推進本部を設置し、本部会議および幹事会議において、男女共同参画の推進についての取り組み状況と課題を共有し、各種団体において女性が役員として活動しやすくなるよう働きかけました。今後も継続して、各種団体において女性が役員として活動しやすくなるよう働きかけを続けていくことが必要です。 	全課企画振興課
		Ⅱ-1-(3) あらゆる分野に関する 人材情報収集・情報提 供	★あらゆる分野に関する幅広い情報を収集し、いつでも活用できるように整備します。	・女性会や子育てサロンの活動をはじめ、女性が中心となって取り組まれている分野の活動から幅広い情報を収集し、情報提供できるよう努めます。		企画振興課生涯学習課
		II-1-(4) 女性リーダーの養成と そのネットワーク化	★女性リーダーの養成を随時進めていくとともに、そのネットワーク化を図ります。		・県立男女共同参画センター等で実施される講演会や講座の広報により参加促進を図っていますが、地域での女性リーダーの養成やネットワーク化にはつながっておらず、女性リーダーの養成やネットワーク化を図るためには、より具体的な働きかけが必要です。	企画振興課
	家庭生活における男女の共同参画促進	男女の固定的性別役割	★男女が共にあらゆる分野における共同参画を進めるため、 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の理解と推 進を図り、「男は仕事中心、女は家庭中心」といった性別に よる役割分担の意識を改め、一人ひとりが家族の一員とし て、助け合って家庭を形成していくという意識の教育・啓発 を図ります。	・啓発コンクールを実施するとともに、学校での副読本活用 などを通じた取り組みにより意識の教育、啓発を図ります。	・日野町人権啓発推進連絡協議会から人権啓発広報「ともがき」158号、159号、160号を発行し、町民への啓発を行いました。 ・2月の「事業所内公正採用選考・人権啓発推進訪問」時に企業・事業所の有給取得や時間外労働の取組をヒアリング調査し、現状を把握することができましたが、例年実施している「労働講座・人権学習会」(2月26日予定)は、新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため中止となりました。今後も企業等への訪問と学習会機会の提供により周知啓発を続けていくことが必要です。 ・「広報ひの」やホームページ等により、男女共同参画週間、啓発コンクール等の広報啓発を進めていますが、さらに効果的で有効な手法が必要です。 ・出前講座の開催については、講座の申し込み実績がないため、紹介方法や男女共同参画推進の啓発方法の見直しが必要です。 ・啓発コンクール(小・中学生は50作品の応募)の実施や学校での副読本を活用した取り組みにより、小・中学生にも男女共同参画の意識啓発が図れており、さらに取り組みを深めるため、関係課と学校での連携が必要です。	企画振興課 生涯学習課 商工観光課
			★将来、家庭を形成し親となりうる青年男女に対し、自分たちの子が生活的自立をしていけるような子育て教育をはじめ、家庭生活に関する学習機会を提供していきます。 ★家庭教育学習会等の実施にあたり、働く親も参加しやすいよう開催場所や時間、広報の仕方を工夫していきます。特に父親の積極的な参加・促進を図るとともに、子育て・介護などの家庭生活に参画できるよう、働き方の見直しについての啓発を図ります。	同士の交流を図るため、年間を通して「親子ぷれすて」の開催や、PTA子育で学習会を実施し家庭教育の推進を図ります。 ・事業の実施にあたり、開催場所や時間、広報の工夫、PTA活動との連携を図り、働く親をはじめ、特に父親が参加しや	や親同士の交流を図りました。また、「子育て講演会」を2月に予定していましたが、コロナウィルスの影響を受け、中止となりました。 ・「親育ち講座」を年2回、「マイナス1歳からの子育て講座」を年2回、「PTA子育て学習会」を各保育所、幼稚園、小学校で開催、「就学前学習講座」を全小学校で開催し、家庭教育の推進を図	,
	地域社会における男女の共同参画促進		★自治会役員への女性の参画は、なかなか進んでいないのが 現状です。住みよいまちづくりの実現のためには、男性も女 性も、若者や高齢者もみんなで参画し進めていく必要があり ます。 年齢や性別にとらわれることなく自治会役員への参画が促 進されるよう意識啓発や先進事例等の情報提供に努めるとと もに、役員の選出方法や仕組みづくりの検討が進められるよ う支援します。	情報収集するとともに、それらの事例を活用して啓発を図り	・男女共同参画をテーマにした出前講座は、講座の申し込み実績がないため、各課で実施される出前講座等の機会に、自治会活動での男女共同参画の重要性や先進事例を働きかけれるよう、関係課との連携を深めていくことが必要です。また、各地区人権啓発推進協議会の字委員を通じて、地域へ働きかけられるような支援が必要です。	企画振興課
		Ⅱ-3-(2) 地域等における慣行・ 慣習の見直し	★地域で今なお続く慣行・慣習の中には、つくられた時点で の役割分担を基にしているものが多く、性別による偏りにつ ながるおそれのあるものについては、男女共同参画の視点か ら、見直しを進めるよう啓発に努めます。	もあるため、男女間の偏りについての再確認ができるよう、	・男女共同参画をテーマにした出前講座は、講座の申し込み実績がないため、各課で実施される出前講座等の機会や各地区人権啓発推進協議会の字委員を通じて、男女間の偏りについて地域へ働きかけられるような支援が必要です。	企画振興課
		Ⅱ-3-(3) 女性の活躍支援			は、より具体的な働きかけが必要です。	企画振興課

基本目標	基本課題	施策の方向	具体的施策	施策を進めるための取り組み	取り組みの状況と課題	所管課	
男女がともに参画する		 画する 地域社会における男女		共同参画を推進します。 ★災害時において女性が果たす役割は重要であり、防災に関	・住民と町が一体となって「環境美化の日」の美化運動を実施するとともに、男女問わず環境保全運動に参加を促し、関心と理解を深めていけるよう取り組みます。 ・日野町交通安全シルバーキャラバン隊を結成し、老人クラブの研修会などを通じて交通安全意識の高揚を図ります。 ・町内のあらゆる青少年育成活動の推進にあたって男女がともに参画し、ともに考えていく方針で進めます。 ・町内全域で活躍する日野町防災士連絡会の女性防災士は、現在15名中4名となっており、今年度に20名まで拡大するにあたり、さらに女性防災士となる人材の育成を図ります。 ・防災に関する出前講座の開催にあたっては、女性の視点に立った内容を盛り込み、自主防災組織への女性の参画やリーダー育成を図ります。	・防災出前講座の開催時には、女性の視点に立った防災対策等の内容を盛り込み、身近な家庭での防災対策を紹介するなど工夫していただきました。 ・災害時要支援者名簿(個別計画)に、「誰が支援しどこへ避難するか」という項目を追加し、区長および民生委員への説明を行いました。重度の障がいがある人の中には、緊急時についても個々に支援内容が異なることから、自助・共助・公助の役割分担をマニュアルの作成等により明確にしておくことも必要となります。 ・民生委員・児童委員の協力を得て災害時要支援者台帳を作成し、毎年、更新しています。民生委員、地域の自治会とともに、災害時に要支援者の避難等ができる体制づくりを進めることが必要です。 ・自主防犯団体を中心に、子どもの見守り活動や高齢者の特殊詐欺被害等を防ぐため声掛けをお願いしました。また、氏郷まつりや町内の商業施設で啓発活動を積極的に行いました。今後の課題は、特殊詐欺被害が県内で多発していることから、さらなる啓発が必要です。そのためには、自主防犯団体の組織強化が必要で女性の参画も求められます。 ・「環境美化の日」を基準として、「ごみゼロ大作戦」や「県下一斉清掃」を町内で実施し、不法投棄が多い道路等を重点的に清掃しました。今後の課題は、男女問わず、一般の住民がさらに参加	住生総福長智子の一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、
		ボランティア活動等で の取り組みの推進	★心の豊かさの重視、充実した生活を送ることへの関心から、ボランティア活動への参加意識の高揚を図るとともに、ボランティア活動やNPO活動・NGO活動に関する情報の収集・提供に努めます。 ★ボランティア団体やNPO・NGOなどの育成・支援を図るとともにそれぞれの活動における男女共同参画を推進します。	業を実施し、心の豊かさを育てます。 ・ボランティア活動推進のため、ボランティア団体・民間団体と連携し、ボランティアの普及、啓発を図ります。 ・ボランティア休暇制度の導入など労働者がボランティア活	・サマーホリデー事業に町内の中学生や高校生もボランティアとして参加し、実際に障がいのある 子どもたちと過ごしたことで、障がいに対する理解促進が進んだとともに、ボランティア意識の向 上が図れました。福祉職場の中でも特に障がい分野の人材不足は課題となっているため、今後もボ	福祉保健課 生涯学習課 商工観光課 企画振興課	
		地域社会への男女の共	★地域社会へ積極的に男女がともに参画できるようにするという観点に立って、ワーク・ライフ・バランスの理解と推進を図り、従来のライフスタイルを見直すとともに、地域社会を豊かにしていくための学習機会を充実するよう努めます。	・各地区人権啓発推進協議会の字委員の選出については、男女各1名の選出となるよう働きかけ、連携して字別懇談会、 出前講座、各種セミナーにより学習機会の提供を図ります。	・各地区人権啓発推進協議会の字委員の選出については、男女各1名を選出していただけるように働きかけました。また字委員には、字懇の開催、各地区人権啓発推進協議会、日野町人権啓発推進連絡協議会の開催に積極的な参加を呼びかけ、学習機会を提供しました。	生涯学習課	
	国際交流・多文化共生 社会の促進		★男女共同参画に関する国際的な情報の収集に努め、多様な文化や慣習の理解促進のため、情報提供に努めます。また、学習機会の充実を図るとともに、海外研修(姉妹都市交流)も異なった文化や生活を学ぶその一つの機会として推進します。	遺などの姉妹都市交流などを行うことにより互いの文化や生活の違いを理解する機会の推進に努めます。 ・外国語活動や社会科において、国際理解教育の推進を図ります。	・国際親善協会と連携した活動にあわせて、機関紙「友好の輪」を発行しました。また、中学生使節団等16名を恩山面へ派遣し、姉妹都市との交流を行うことによりお互いの文化や慣習についての相互理解を深めることができました。 ・外国語教室を開催することにより、多様な文化や慣習を学習する機会を提供し、国際理解教育を図りました。 ・学校給食では、「世界の味」として年に数回外国の料理を提供しています。給食とともに、「給食だより」においてその国の料理の歴史的な背景なども併せて紹介しています。児童生徒が食べやすいように調理を工夫しながら、多様な食文化に触れる機会を今後も継続していく必要があります。	企画振興課学校教育課	
		多様な文化や慣習をも つ人々との共存ができ	★在住外国人との交流を通して相互理解を深め、女性問題解決の推進を念頭に共同による地域社会の創造を図ります。 ★在住外国人に対する母国語での生活情報の提供や日本語講座などを、ボランティアやNGOとの協働などにより進めるとともに、学校や文化施設等での諸活動において相互に助け合えるよう支援します。	・国際親善協会と連携し、外国語教室や氏郷まつりでの交流 事業、スタディツアー(民泊)等を実施し、在住外国人との 交流、相互理解に努めます。	 ・国際親善協会と連携し、スタディツアーを実施し、海外協力交流研修員の方たちに民泊をしていただくことで、地域住民の方たちとの交流を図りました。 ・氏郷まつりにおいて、姉妹都市交流や国際親善協会においての活動をパネル展示することにより、国際理解への啓発を行いました。 	企画振興課	

基本目標	基本課題	施策の方向	具体的施策	施策を進めるための取り組み	取り組みの状況と課題	所管課
男女がともに働きやす い条件づくり			★働く女性の就労条件の向上や就労環境の整備・改善を図る ため、女性の就労形態、管理職や役員への女性登用の状況、 再就職・再就業の状況等実態把握に努めます。	・町内企業・事業所に依頼する労働実態調査の回答内容や企業訪問により女性の労働実態の把握に努めます。	・毎年実施している労働実態調査(企業・事業所台帳作成調書)において男女別の経営役員数を調査し、女性登用の状況を把握しました。また、企業訪問において短時間勤務の取組など子育て女性の労働環境の整備についての聞き取り調査を実施しました。引き続き、継続した状況把握が必要です。	商工観光課
		Ⅲ-1-(2) 雇用の分野における男女の機会均等・待遇の 確保に関する啓発	★雇用の分野における募集・採用から定年・退職に至るまで について、男女が均等に処遇されるよう、あらゆる機会をと らえ、女性活躍推進法、男女雇用機会均等法、パートタイム 労働法等の関係法令の周知・啓発を行います。	状況の調査と啓発を行います。 ・県立男女共同参画センター、ハローワーク等と連携し、情	・2月に「事業所内公正採用選考・人権啓発推進訪問」を町内の35社(従業員数20名以上)の事業所・企業で実施し、公正採用選考と企業内人権研修の実施状況の調査と啓発を行いました。 ・県立男女共同参画センターやハローワーク等と連携した取組は実施できておらず、事前に関係機関と調整したうえで企業訪問の際に、周知、啓発できる取組が必要です。	商工観光課 企画振興課
	多様な働き方に対応できる条件整備	パートタイム労働等に	★パートタイム労働法及び指針の啓発に努めます。 ★パートタイム労働者の労働条件は多様であることから、法律に沿った雇用管理となるよう啓発に努めます。商工会等に啓発し、結果を検証します。		・労働実態調査(企業・事業所台帳作成調書)の集計結果からパートタイム労働者の現状を把握 し、集計結果を企業・事業所にフィードバックし、啓発を行いました。パートタイム労働者の就労 条件の向上のため、今後も継続した状況把握が必要です。	商工観光課
		Ⅲ-2-(2) 新しい働き方のための 情報提供	★公共職業安定所等と連携しながら、就職の困難な就業意欲のある人に対して、情報提供や就職相談・職業紹介等を援助します。 ★職業能力の開発と技術・資格取得についての情報提供に努めます。 ★ライフスタイルや労働の価値観が変化する中で、起業を希望する場合にあたっての知識、情報等の公開・支援に努めます。	や県が実施するパソコンの基礎知識の習得、介護業務などの職業訓練受講案内を閲覧できるようにします。 ・女性活躍支援施設「ぽけっと」ではハローワークのオンライン求人情報を閲覧できる体制を整備します。 ・起業を希望される方には随時相談を受け、支援に努めま	きました。 ・女性活躍支援施設「ぽけっと」ではハローワークのオンライン求人情報を閲覧できる体制を整備	商工観光課
	男女がともに職業生活 と家庭・地域生活が可立できる社会づくり		★男女がともに育児や介護のために一定期間休むことができる育児・介護休業制度について、周知徹底を図るとともに制度の普及に努めます。 また、育児・介護のために退職した人が、再就職を希望する場合に、国・県等の再チャレンジ事業をはじめとした制度の啓発に努めます。	育児・介護休業制度の普及啓発を行います。 ・県立男女共同参画センター、ハローワーク等と連携し、情報収集するとともに、企業訪問等の機会に周知、啓発できる	努めることが必要です。 ・育児・介護休業制度の普及啓発について、県立男女共同参画センター、ハローワーク等と連携	商工観光課企画振興課
		Ⅲ-3-(2) 育児・看護・介護にか かる支援の充実と支援	★多様化するニーズにすばやく対応できるよう、情報収集に 努めるとともに、利用しやすい保育サービスについて研究 し、充実を図ります。 ★保育職員の研修の充実や保育環境体制の整備を図ります。 ★子育て支援対策の充実を図ります。 ★学童保育施設の整備や充実に努めます。 ★介護サービス等の充実や介護環境の整備を図ります。	・子育て環境の充実を図るため、保育園やこども園での教育、保育、学童保育の充実に努めます。 ・今後、増加が見込まれる在宅での介護ニーズに対応するため、緊急の短期入所の対応、通所介護の時間延長、訪問介護の柔軟な時間設定など、居宅サービスの充実について研究します。 ・介護に取り組む家族等に対する、相談・支援の充実を図ります。 ・就業者や事業者に対し、仕事と介護の両立支援に関する国、県等の支援策に関する情報を提供します。	後7時までの延長を目指して取り組むことが必要です。X・家族の相談支援として、地域包括支援セ	子ども支援課 保育所 長寿福祉課
		Ⅲ-3-(3) 労働時間短縮・弾力化 の促進	★ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発により職業生活と家庭生活との両立を図り、また、地域社会にも参加し、生きがいのある生活をおくるため、労働時間の短縮・弾力化に向けての啓発活動に努めます。 ★ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業の事例等の情報提供に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスが推進できる仕組みづくりを検討します。	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を行います。 ・先進的に取り組んでいる企業の事例の情報収集と提供に努めます。 ・「広報ひの」やホームページ、出前講座等によりワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を行います。 ・ハローワーク等と連携し、情報収集するとともに、企業訪問等の機会に事例提供等も含め情報提供できるよう努めます。 ・県立男女共同参画センター、ハローワーク等と連携し、企	・2月の「事業所内公正採用選考・人権啓発推進訪問」時に有給休暇や育児休暇制度などの取得を 奨励しました。 ・女性活躍支援施設「ぽけっと」において、主に在宅で子育て中の女性をターゲットにした就労支 援事業のなかで、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを開催しました。 ・先進的に取り組んでいる企業の事例の情報収集は実施しましたが、他の企業への提供はできな かったため、好事例を広く周知できるよう情報提供に努めます。 ・「広報ひの」やホームページ、出前講座等による、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発はで きておらず、普及・啓発を進めるにあたり、有効な手法の検討が必要です。 ・ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発について、企業訪問等により実施状況を調査しています が、積極的な周知・啓発に取り組めていないため、県立男女共同参画センター、ハローワーク等と 連携し、事前に情報収集し、企業訪問等で周知・啓発を図ることが必要です。	商工観光課企画振興課

基本目標	基本課題	施策の方向	具体的施策	施策を進めるための取り組み	取り組みの状況と課題	所管課
い条件づくり	農林漁業や商工自営業 等での働きやすい環境 づくり	経営や方針決定過程へ	★女性の能力が適正な評価をえられるよう啓発に努めます。 ★商工関係の役員や農業委員等への女性の登用を促す啓発に 努めます。	・各地域の農業組合等と連携、調整し、農業委員、農地利用 最適化推進委員への女性登用の啓発を行います。 ・企業訪問や町主催の研修会・労働講座等の機会を活用し、 女性の役員登用を促す啓発を行います。	・現在、農業委員等の女性登用は、農業委員3名、農地利用最適化推進委員0名となっていますので、さらなる女性委員の登用について啓発を進めていきます。 ・女性の役員登用を促す啓発は実施できませんでしたので、次年度は「労働講座・人権学習会」のテーマの候補として検討します。	農林課商工観光課
			★家庭や地域のあらゆる場における意識と行動の変革を進めるため、啓発活動に努めます。 ★家庭内での役割分担や働きに応じた収益の配分、資産の形成等女性の経済的な地位の向上や作業時間・休日等就業条件を明確にした「家族経営協定」の理解と推進に努めます。 ★農村女性グループによる朝市や農産物加工等の起業活動を支援するとともに、相続や税制に関する研修を実施し、女性の経済的地位の向上を図ります。 ★女性の労働負担の軽減を目指した就業環境の改善、生活課題や地域課題に対する取り組みの推進を図ります。 ★国民年金の付加年金、農業者年金、国民年金基金制度などの周知を図ります。	・農村女性グループの取り組みや各種事業に対し、情報提供等の支援を行います。 ・農業経営改善計画の認定申請、更新時に世帯内の農業従事者を確認し、家族経営協定に繋がるよう推進に努めます。 ・農業者年金制度の周知啓発を行い、リタイア後の農業者の所得確保に寄与できるよう努めます。 ・女性の深夜労働の禁止や妊娠中および育児休暇明けの働き方について、企業訪問や町主催の研修会・労働講座等の機会を活用し、制度の普及啓発を行います。 ・老後の保障として給付される年金制度については、「広報ひの」や住民課窓口でのパンフレット配置等による制度の周知、啓発を行います。 ・年金相談については、日本年金機構等と連携し、取り次ぎや電話相談窓口の案内を行います。	営も難しくなっているため、組織の活性化にむけた対策が必要です。 ・農業経営改善計画の認定申請時に家族経営協定についての情報提供を行っています。しかし、経営者主体の計画が多いため、家族が経営に参画できるよう引き続き情報提供を行っていきます。 ・農業者年金制度の加入促進活動が十分に行えていませんので、認定農業者やその家族等へ、制度の周知啓発を進めていく必要があります。 ・「事業所内公正採用選考・人権啓発推進訪問」では、多くの会社で育児休業制度や短時間休暇制度などを積極的に取得されている従業員が多いことが分かりました。引き続き、今後もあらゆる機会で制度の普及啓発を図っていくことが必要です。 ・年金制度の周知・啓発については、「広報ひの」への定期掲載をはじめ、住民課窓口でのパンフレット配置等を通じて行いましたが、制度が複雑であり、年金事務所との連携によりわかりやすい情報提供に向けた工夫が必要です。	農林課商工観光課住民課
		Ⅲ-4-(3) 女性グル-プ等の支援	★女性の活動促進のためのネットワークづくりを支援します。 ★女性グループに対し、安定的な経営が行えるような情報提供や経営指導等の支援を図ります。	・各種女性グループの取り組みや各種事業に対し、情報提供等の支援を行います。・各種女性グループが安定した経営を行えるよう、商工会と連携して経営指導等の支援を行います。	連携していきます。	農林課商工観光課

基本目標	基本課題	施策の方向	具体的施策	施策を進めるための取り組み	取り組みの状況と課題	所管課
男女がともに安心して 男女の 暮らせる健康と福祉の 社会づくり		性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する概念の普及・浸透		を通じて、妊産婦の体調の変化について夫婦で考えてもらえるよう啓発します。 ・性と生殖に関する健康と権利の概念の視点を持ち保健教育を進めます。	・ 今後、人間の尊重や平等について考えさせる機会として、保健教育をはじめとする学校教育全体 を通じ実施する必要があります。	福祉保健課学校教育課
		生涯を通じた男女の健康づくり支援	★生涯を通じた男女の健康支援や健康課題への認識を高める 気運の醸成を図るため、広報・啓発に努めます。 ★男女がその健康状態に応じて、正しい自己管理を行うこと ができるようにするための健康教育・健康相談・指導の充実 を図ります。 ★妊娠・出産期における女性の健康支援、一貫した母子保健 サービスを充実します。 ★若年期・成人期・高齢期の健康づくりの支援を行います。 ★女性特有の子宮がん・乳がん・骨粗鬆症等の予防のため、 正しい知識について普及啓発を図ります。	行います。 ・妊娠期から出産後において、切れ目のない支援ができるように取り組みます。 ・生活習慣病予防を目的に、健康診査や結果説明会、栄養相	山」を、スポーツ推進委員会では「みんなのスポーツ広場」や「ガチャコンウォーク」を実施し、	福祉保健課生涯学習課
			★働く女性(幼少期から高齢期までのすべての女性を含む)が安心して子どもを産み、健康で働き続けることができる環境整備を図ります。	・働く妊婦が、母体や胎児の健康保持などについて受けた指導を職場に的確に伝達できる母性健康管理指導事項連絡カードの普及と活用を図ります。	・母子健康手帳交付時の面談により、必要な妊婦にはカードの紹介をしていますが、今後も継続した取り組みが必要です。	福祉保健課
	高齢者等が安心して暮らせる条件整備と支援体制	高齢期における社会参画の促進・介護予防の充実	★高齢者等が社会や地域との関わり、役割を持ち、いきいきと暮らし続けていくため、さまざまな活動への参加を促進するとともに、転倒予防、認知症予防をはじめとした介護予防の取り組みを推進します。 ★高齢者等の持つ経験、技術、知識等を活かした取り組みを進めるとともに、シルバー人材センターの運営を支援します。	いきゲーム」の普及を促進し、地区公民館等を中心に、ウォーキングや男性のための運動教室など、各種運動教室や健康講座を推進します。また、活動を支援する運動指導サポーターや地域リーダーの育成と、地域への普及を行います。 ・住民が自主的に運営する「高齢者交流サロン」の取り組みを促進します。 ・本人や家族、事業者に対し、要介護状態の悪化防止・軽減のための自立支援に向けた意識啓発を行います。 ・リハビリテーション専門職、管理栄養士、歯科衛生士等の専門職による在宅での相談、助言、リハビリテーション専門職の知見に基づく、在宅生活の維持のための介護予防教室を実施します。 ・自治会活動、公民館活動や事業などにおいて、高齢者の持つ経験、技術、知識等を活かした世代間交流を促進します。	や脳いきいきゲーム教室など、介護予防の取り組みが広がりを見せています。介護予防については、取り組みを継続し、より多くの地域に広げていくことが必要です。 ・高齢者交流サロンなど、住民が自主的に運営するサロンや食事会などが増えてきています。引き続き、取り組みを進めていくことが必要です。 ・出前講座やシルバー大学等で、自立支援についての話題を提供しました。また、日野町シルバー大学については、老人クラブ、社会福祉協議会、長寿福祉課、文化振興事業団、生涯学習課と共催し年5回、開催しました。引き続き、啓発に努めていくとともに、老人クラブ等と連携し、取り組みを進めていくことが必要です。 ・作業療法士、管理栄養士、看護師等の専門職による在宅での相談支援に取り組み、生活課題に沿った支援について検討を行いました。引き続き、専門職による在宅での相談支援について、充実	長寿福祉課生涯一
		高齢期の生活支援の推 進	★高齢者等の暮らしのニーズに対応するため、住民主体の支え合いの仕組みづくりを推進支援します。 ★認知症に関する啓発を進めるとともに、当事者や家族への支援を行います。	し合いを進め、活動の立ち上げ等への伴走支援を行います。 ・生活支援コーディネーターが調整役となり、地域の支えあい活動と担い手を発掘し、活動の促進を図ります。 ・認知症の人とその家族を支援する認知症サポーターを養成します。	・東桜谷地区では、住民有志による話し合いの中から、「東桜谷おしゃべり会」が設立され、移動支援・食事会という2つの活動が開始され、他の地区でも、移動支援等の立ち上げに向けた検討が行われました。今後、より多くの地域での活動へとつなげていくことが必要です。 ・地域や学校、企業への出前講座で、認知症キャラバンメイトによる講座を開催し、認知症サポーターの養成を行いました。認知症の当事者や家族が安心して生活できるよう、引き続き、啓発をしていくことが必要です。 ・キャラバンメイトの協力を得て、町内の2か所で認知症カフェを開催しました。認知症の当事者の居場所づくりを進めるため、キャラバンメイトとともに話し合い、検討を続けていくことが必要です。	長寿福祉課
			★多職種の連携により、高齢者の個別支援を充実するととも に、地域課題の発見と共有、課題の解決に取り組みます。	・医師、歯科医師、薬剤師、リハビリテーション専門職、介護支援専門員等の多職種が参加する、地域ケア個別会議を開催し、個別ケースの検討、地域課題の把握などの情報共有と意見交換を行い、個別支援の充実と地域課題の発見と共有に	• 「わたむきねっと」において、町内の専門職の顔の見える関係づくり、資質向上に取り組みまし	長寿福祉課
		介護保険サービスの充		・今後、増加が見込まれる在宅での介護ニーズに対応するため、緊急の短期入所の対応、通所介護の時間延長、訪問介護の柔軟な時間設定など、居宅サービスの充実について研究します。 ・介護支援専門員やサービス事業者との情報共有・検討の場を設け、介護サービスのさらなる質の向上を図ります。	・居宅介護支援事業者連絡会や地域ケア個別会議、「わたむきねっと」において、意見交換、情報 共有、資質の向上に取り組みました。現場の職員・事業者からの具体的な意見をもとに、サービス	長寿福祉課

]								
基本目標	基本課題	施策の方向	具体的施策	施策を進めるための取り組み	取り組みの状況と課題	所管課			
			★虐待の未然防止・早期発見につながるよう専門職や民生委員等に対する啓発を行うとともに互いに連携し、対応を行います。 ★成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の周知と利用支援を行います。	に関する普及啓発に取り組むとともに、問題が発覚した場合は、行政と地域住民、民生委員・児童委員、ケアマネジャー	ルを共有し、啓発と早期発見への協力について周知しました。 ・虐待通報時には、ケアマネジャーや介護保険サービス事業者、民生委員等と連携し、事実確認を行い、その対応と今後の支援について検討しています。引き続き、関係者と連携し、対応を行うことが必要です。 ・成年後見制度や地域権利擁護事業の利用検討が必要なケースについては、地域包括支援センターから関係機関へ連絡し、対応を進めました。独居高齢者が増える中、よりスムーズに、きめ細かく	長寿福祉課			
	障がいのある人たちか 安心して暮らせる環境 の整備	住民参加によるノーマライゼーションの実現		ちへの理解促進を推進していきます。	し、家族と支援者が一緒になって支援方法を検討することができました。 ・施設に長期間入所されている人が地域に戻ってこれるよう、関係機関による地域移行支援の協議 をはじめましたが、受け皿となるグループホームや人材の確保が課題となっています。	福祉保健課			
					Ⅳ-3-(2) 自主性の確立と平等な 社会づくり	★様々な施策の企画・立案・実施については、女性や高齢 者、障がいのある人たちの意見が反映できるよう努めます。	・各種計画策定時においては、委員として参画いただいたり、アンケート調査を実施することにより、当事者や保護者の意見を反映していきます。	・地域福祉計画の策定にあたり、無作為ではありますがアンケート調査を実施し、当事者や保護者の意見を反映しました。	福祉保健課
		IV-3-(3) 地域活動と生活支援施 策の充実	★障がい福祉サービスの充実と障がいのある人の自立支援事業等の拡充を図ります。 ★障がいのある人たちや介助・支援・看護を行う家族などを支援するため相談窓口の充実を図ります。また、あらゆる場面で障がいのある女性への配慮を促します。 ★福祉医療費助成制度により、医療費助成を行います。	の関係機関とも連携し、課題の解決(支援の充実)に取り組みます。	・医療的ケアの必要な児童生徒の成長に伴って、自宅での入浴が困難になってきたことから、地域	福祉保健課 住 民 課			
	ひとり親家庭が安心して暮らせる環境の整備		★ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ります。 ★ひとり親家庭を支援する各種制度や施策の普及・啓発に努めます。	・相談に随時対応し、必要に応じて関係機関に繋げます。・各種制度や施策については、ひとり親家庭福祉推進員と連携し、普及、啓発を図ります。	・相談内容が多様で、個別に対応した相談支援が必要な状況があり、相談員の研修等を通じて質を 高めたり、関係機関の専門的な意見を聞きながら対応していくことが必要です。	子ども支援課			

基本目標	基本課題	施策の方向	具体的施策	施策を進めるための取り組み	取り組みの状況と課題	所管課			
総合推進体制の整備・ 充実	計画推進の整備・充実	町民参加による男女共同参画の推進体制	★男女共同参画社会の実現に向けて、地域や企業、各種団体等において様々な取組が行われるよう啓発し、気運の醸成を図ります。 ★地域ぐるみの取組による意識啓発や慣習・慣行の見直し等、主体的な男女共同参画の形成に向けた取組の体制づくりの促進を図ります。 ★行政相談員・人権擁護委員等と緊密な連携を図ります。 ★男女共同参画懇話会において、「男女共同参画社会の実現」に向けて広く意見を聴取するとともに、施策への反映・推進を図ります。	・出前講座や企業訪問において、男女共同参画社会の実現に向けての取り組みが行われるよう啓発し、気運の醸成を図ります。 ・男女共同参画社会の実現に向けて自主的に取り組む団体等に対し支援を行います。 ・人権に関する総合的な啓発のなかで、人権尊重の理念の大切さ、男女間の人権意識の向上を図るため、行政相談員、人権擁護委員等と緊密な連携を図ります。 ・学識者や町民各層から構成する懇話会を諮問機関として随時設置し、男女共同参画社会の実現に向け、広く意見を聴取し、施策と計画の推進を図ります。	図ることが必要です。 ・出前講座の開催については、講座の申し込み実績がないため、紹介方法や男女共同参画推進の啓発方法の見直しが必要です。	企画振興課			
		総合的な庁内推進体制の整備	★広範多岐にわたる男女共同参画施策を関係各課が連携し、総合的・計画的に施策を展開できるよう、日野町男女共同参画推進本部を設置し、推進体制の強化を図ります。 ★計画の積極的な推進と定期的なフォローアップによる問題点の常時把握に努めます。 ★職員研修を通して、全庁的に男女共同参画に関する共通理解・共通目標を常に持ち緊密な連携を図ります。	・関係各課の職員で構成する日野町男女共同参画推進本部を設置し、本部会議および幹事会議を通じて各年度の方向性と取り組み状況を確認し、男女共同参画社会の推進強化を図ります。 ・計画を積極的に推進するため、本部会議や幹事会議において推進状況を確認するとともに、課題を共有し、今後の取り組みにつながるよう努めます。 ・女性職員の仕事と家庭の両立について、様々な不安や悩みを抱えながら日々の業務や生活を送っていることを受け、「女性公務員のワークスタイル事例」を広く職員に示し、自らのキャリア形成や男性職員との相互理解を得られるよう取り組みます。	境づくりに関する取り組むため、「職員のハラスメント防止に関する規程」の制定や、「仕事上の 悩み相談窓口」の試行設置などを行いました。 ・関係各課の職員で構成する日野町男女共同参画推進本部を設置し、本部会議および幹事会議にお いて、男女共同参画の推進についての取り組み状況と課題を共有しました。今後も男女共同参画社	企画振興課 総 務 課			
						計画の進行管理機能の強化	★男女共同参画に関する関係各課の取り組み状況について、 定期的に進捗状況を確認し、結果の公表に努めます。 ★全庁的な視点の普及定着化を進めます。	・毎年度実施計画を策定し、関係各課の取り組み状況について、本部会議や幹事会議により推進状況を確認するとともに、検証・分析を行い、その結果については、広く住民に公表します。 ・毎年度実施計画を策定することにより、各種施策において男女共同参画の視点を盛り込むよう企画調整・総合調整を行うとともに、男女共同参画社会の実現に向けた全庁的な視点の普及定着化を進めます。	・令和元年度実施計画を策定し、関係各課の取り組み状況について、本部会議や幹事会議により推進状況を確認しました。今後、検証・分析を行い、その結果について公表するとともに、毎年度更新し、課題を克服していくことが必要です。また、各種施策において男女共同参画の視点を盛り込むよう働きかけを続けていくことが必要です。
		県・他市町村間の連携 強化	★定期的な情報交換等の機会を充実し、県・他市町間の連携強化を図るとともに他市町村の先進的事例や研修会等への参加により情報収集に努めます。	・市町男女共同参画担当者会議や職員研修への参加を通じて、県や他市町と情報交換、情報収集するとともに、連携強化を図ります。	・市町男女共同参画担当者会議や職員研修へ参加し、男女共同参画・女性活躍を取り巻く最近の動向や情報交換を行い、県や他市町と事業の広報等について連携しました。今後も県、他市町と情報交換、情報収集し、男女共同参画の推進強化を図るよう取り組むことが必要です。	企画振興課			